

IX 保険年金課

保険年金課は、東北厚生局管内の健康保険組合、全国健康保険協会支部及び企業年金等の監督、認可等を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業の事業主とその企業に使用される被保険者等で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される「単一健康保険組合」と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される「総合健康保険組合」があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、管内6県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。

(2) 実績

管内の健康保険組合から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び実地指導監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約変更の認可等	603	594	589	550	627
実地指導監査	11	11	9	10	10

【監査における主な指摘事項】

- ・ 理事長から常務理事への事務委任について、再任時には改めて事務委任を行うこと。
- ・ 互選議員の選挙において、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えず、投票を行わない場合は、規程に基づき、選挙長が理事長に通知し、理事長は直ちにその旨を公告すること。
- ・ システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は情報システム及びデータ取扱担当者を適切に任命すること。
- ・ 介護勘定に不足が生じた際は、前年度収支残金の一時充当又は介護準備金の繰替使用を優先し、なお不足する場合に限り一般勘定からの借り入れを行うこと。
- ・ 満期継続を含む全ての保管替えについては、準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法にあたることから、事前に理事会の承認を経ること。
- ・ 保健事業の実施計画（データヘルス計画）については、健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針に基づき、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は健康保険法に基づき、国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。以前は国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成 20 年 10 月 1 日に全国健康保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う立入検査等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するため、全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。

(2) 実績

管内の全国健康保険協会支部から提出された認可申請書等の処理件数及び立入検査等実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
認可申請書等の認可	1	1	1	0	0
立入検査等	2	2	2	2	2

【検査における主な指摘事項】

- ・ 会計検査院に提出した「契約一覧表」に漏れがあったことから、差替えの上、再提出すること。また、「契約業務マニュアル」の記載を見直すよう本部に依頼すること。

3 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金は、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使が合意した年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の 2 種類があり、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、管内 6 県に所在する企業年金基金及び確定給付企業年金を実施している事業主に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するために書面または実地監査業務を行っています。

(2) 実績

管内の確定給付企業年金実施事業所から提出された規約変更認可申請書等の処理件数及び監査実施件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約変更の認可等	966	977	1,013	982	923
(新規承認)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)
書面監査	111	116	157	138	101
実地監査	6	3	5	5	3

() 内は上段の再掲

【監査における主な指摘事項】

- ・ 確定給付企業年金の業務概況については、加入者に対して規約に規定される事項等を漏れなく周知すること。
- ・ 常務理事の交代に伴う関係書類（選挙の執行公告等書類）について、適切に整備・保管すること。
- ・ 企業年金等に関する個人情報の取扱いについて、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

4 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、掛金を企業が拠出する「企業型年金」と加入者自身が拠出する「個人型年金（iDeCo）」があります。

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。

東北厚生局では、管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所に係る規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の承認・受理等の業務を行っています。

また、令和4年度から令和8年度までの5か年間で、全ての実施事業所の事業主に対し、事業主に課せられた「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（いわゆる投資教育）」や「確定拠出年金運営管理機関の定期的な評価」などの努力義務の履行状況等について把握・確認するために、運営状況の確認を行っています。

(2) 実績

管内の確定拠出年金実施事業所から提出された届出報告書等の処理件数及び運営状況の確認を行った事業所数は以下のとおりです。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
規約変更の認可等	384	230	287	376	356
(新規承認)	(7)	(9)	(7)	(7)	(6)
運営状況の確認	—	126	72	113	162

() 内は上段の再掲

5 厚生年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業等が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給（代行給付）するとともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、各厚生年金基金の加入員に対し、より手厚い老後保障を行うことを目的として設立された公法人です。

平成25年の法律改正（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）によって平成26年4月以降は厚生年金基金の新設は認められないこととなっています。

東北厚生局の管内6県に所在した厚生年金基金はすべて解散または他制度に移行したため、解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時の実地監査及び清算業務に関する指導及び相談等の業務を実施していました。（令和3年度まで）

6 国民年金基金に関する業務

(1) 概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、自営業者やフリーランスの方など（国民年金の第1号被保険者）を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付です。

国民年金基金の種類は、（平成31年3月までは）同一都道府県内の居住者で組織する「地域型国民年金基金（47基金）」と同種の事業等に従事する者で組織する「職能型国民年金基金（25基金）」がありましたが、平成31年4月に全地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併した「全国国民年金基金」が設立されました。

東北厚生局では、管内6県に所在した国民年金基金の規約変更認可申請書等の認可・受理等の業務や当該基金の適正な事業運営を確保するために実地監査を実施していました。（平成31年3月まで）